

宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金支給・申請要領

令和5年8月1日

こども政策課

第1 目的

光熱費やガソリン代等の高騰の影響を受ける宮崎県内の保育施設等に対して、予算の範囲内において支援金を支給することで、事業者の負担軽減を図り、福祉サービス等の安定した提供を図る。

第2 支給の対象

次の1及び2の要件を満たすこと。

1 事業者要件

- (1) 宮崎県内において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育を行う施設を設置する事業者であること。
- (2) 宮崎県内において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する認可外保育施設（届出対象施設）を設置する者であること。
- (3) 次の①及び②のいずれにも該当しない者であること。

① 次のいずれかに該当する者

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
- エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

② 法人の役員等が①に掲げる者のいずれかに該当する者

2 事業所要件

(1) 認可保育施設

令和5年4月1日現在で、子ども・子育て支援法第31条第1項及び第43条第1項の規定に基づき市町村長の確認を受けている別表1に掲げる支援対象施設類型一覧に該当する施設で、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

(2) 認可外保育施設

令和5年4月1日時点で事業を開始しており、令和5年4月30日までに児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をしている別表2に掲げる支援対象施設類型一覧に該当する施設で、かつ、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

第3 支援金の額

以下の分類により支給する。

(1) 認可保育施設

支援金の支給額は、1施設当たり次の式により算出された額とする。

① 公立の場合

2,700円×利用定員（令和5年4月1日時点）

② 私立の場合

ア 給食実施施設

4,600円×利用定員（令和5年4月1日時点）

イ 給食実施のない施設

1,900円×利用定員（令和5年4月1日時点）

(2) 認可外保育施設

支援金の支給額は、1施設当たり次の式により算出した額とする。

① 給食実施施設

4,600円×在籍児童数（令和5年4月1日時点）

② 給食実施のない施設

1,900円×在籍児童数（令和5年4月1日時点）

ただし、在籍児童数には未就学児のみ計上し、学童は含まない。

(3) 施設の所在する市町村から物価高騰の影響による補助を受けている場合

上記(1)、(2)を踏まえた上で、以下のとおり取り扱う。

① 市町村から、光熱費等に係る物価高騰影響額の2分の1(※)より多い補助を受けている場合、当支援事業において光熱費等に係る影響額(1,900円)は支給しない。

② 市町村から、副食費に係る物価高騰影響額の2分の1(※)より多い補

助を受けている場合、当支援事業において副食費に係る影響額(2,700円)は支給しない。

※ 市町村において、試算した影響額の2分の1の額

第4 支援金の申請・請求方法

以下の区分ごとに申請を行うこと。なお、原則として、電子申請により、申請情報を入力し、提出しなければならない。

ただし、やむを得ない事情により電子申請ができない者にあつては、郵送により提出することができる。

(1) 令和4年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援により支援を受けた施設

原則、支援対象として上記第3により算出した金額を、令和4年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援にて指定のあった口座に支払う。

支援を辞退する施設においては、以下の様式により令和5年8月25日までに県に知らせること。

- ・ 宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金辞退届（様式第1号）

(2) 令和4年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援により支援を受けていない施設

支援金の支給を受けようとする者は、令和5年8月1日から令和5年11月17日までに申請しなければいけない。

やむを得ない事情から郵送により提出する場合には、次の書類を提出するものとする。

① 認可施設

ア 令和5年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金申請書（様式第2号）

イ 振込先口座情報がわかる通帳の写し（申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状（様式第3号））

ウ ア、イに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

② 認可外施設

ア 令和5年度宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金申請書（様式第4号）

イ 振込先口座情報がわかる通帳の写し（申請者と口座名義人が異

なる場合は、委任状（様式第3号）
ウ ア、イに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第5 支援金の支払

(1) 第4(1)に該当し、別に通知する期間中に辞退届の提出がない施設

県は、要件を満たしていることが確認でき、支援金を支給すべきと認めるときは、支給を決定し、申請者が指定した振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

(2) 第4(2)に該当する施設

県は、第4(2)の規定により送付のあった関係書類により、支援金を支給すべきと認めるときは、支給を決定し、申請者が指定する振込預金口座に支援金を振り込むものとする。

第6 調査への協力

県は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができ、支援金の支給を受けようとし、又は支給を受けた事業者は調査に協力しなければならない。

第7 支援金の返還

支援金の支給を受けた事業者が、第2、第3に定める条件を満たさないことが判明した場合は、事業者は、県に支援金を返還しなければならない。

第8 その他

支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援金に適用する。

別表 1 (第 2 関係)

支援対象施設類型一覧

施設類型	支援金
保育所	1 公立の場合 2,700円×利用定員
幼稚園	
認定こども園	2 私立の場合 (1) 給食実施施設 4,600円×利用定員 (2) 給食実施のない施設 1,900円×利用定員
小規模保育事業等	

※ 令和 5 年 4 月 1 日現在で、子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項及び第 43 条第 1 項の規定に基づき市町村長の確認を受けている施設で、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

※ 利用定員は令和 5 年 4 月 1 日時点における人数。

別表 2 (第 2 関係)

支援対象施設類型一覧

施設類型	支援金
幼稚園併設施設	1 給食実施施設 4,600円×在籍児童数
ベビーホテル	
事業所内(院内)保育施設	2 給食実施のない施設 1,900円×在籍児童数
企業主導型保育施設	
その他の認可外保育施設(通常施設)	

※ 1 令和 5 年 4 月 1 日時点で事業を開始しており、令和 5 年 4 月 30 日までに宮崎県又は宮崎市に届出をしている施設で、申請日時点において廃止又は休止していないこと。

※ 2 届出対象外施設は支援対象外。

※ 3 居宅訪問型保育事業(認可外)は支援対象外。

※ 4 在籍児童数は令和 5 年 4 月 1 日時点における人数で学童は含まない。(未就学児のみ。)